

後期高齢者医療制度で受けられる給付のお知らせ

■お問合せ 保険年金課 岩井庁舎 内線1733・1736

◇高額療養費

1か月の医療費の自己負担額が限度額を超えた場合、その超えた分が高額療養費として支給されます。しかし、入院時の食事代や保険が適用されない差額ベット代等は、支給の対象とはなりません。

※該当者には、約4か月後に茨城県後期高齢者医療広域連合から申請書が送付されます。

「自己負担限度額(月額)」

所得区分	外来の限度額※1 (個人単位に計算)	外来+入院※2 (世帯単位の限度額)
現役並み所得者	44,400円	・80,100円+{(実際にかかった医療費)-267,000円×1%} ・過去12か月以内に4回以上の高額療養費の支給があった場合は4回目以降は44,400円
一般	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

※1 個人ごとに外来で支払った額を合計し限度額を超えた分が支給されます。

※2 外来で負担した額と入院で支払った額を世帯全体で合計し、限度額を超えた分が支給されます。

◇特定の病気で長期間の医療を要するとき

高額な治療を長期間継続して受ける必要がある特定疾病（血友病、人工透析が必要な慢性腎不全など）の場合、申請すると医療費が減額され毎月の自己負担限度が1万円となります。

◇こんな場合も医療費が支給されます

申請できる場合	申請に必要なもの ※「被保険者証」「認印」「振込先銀行口座」と 下記書類をご用意ください。
緊急やむを得ない事情で保険証を持たずに受診したとき	診療内容証明書、領収書
医師が必要と認めたコルセットなどの治療用装具を購入したとき	領収書、医師の同意書
医師の同意を得て、はり・灸・マッサージ師の施術を受けたとき	領収書、医師の同意書
海外で急な病気やけがにより医療機関で治療を受けたとき(治療目的での渡航は対象になりません)	領収書、診療の内容がわかる明細書、日本語の翻訳文
医師の指示により、重病人の入院や転院などの移送に費用がかかったとき	移送を必要とする医師の意見書、領収書

◇その他の制度

- ・葬祭費：被保険者がなくなった場合に、葬祭を行ったかたに5万円が支給されます。
- ・交通事故にあったとき：交通事故など第三者の行為によりけがをした場合でも、後期高齢者医療制度で診療を受けることができます。必ず「第三者行為による被害届」の手続きをしてください。